

住宅瑕疵保険制度のセーフティネットに関する検討会規約

(名称)

第1条 本会は「住宅瑕疵保険制度のセーフティネットに関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会報告書（平成29年3月）を踏まえ、現在の住宅瑕疵保険制度が、通常は想定されない巨額の保険金支払いリスクや保険法人の破綻リスクに対応できるか点検し、制度の改善策を検討することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、住宅瑕疵担保履行制度に関する分野に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第4条 検討会には座長を置く。

- 2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 座長は、検討会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 検討会には、座長が指名する座長代理を置き、座長に事故がある時は、座長代理がその職務を代行する。
- 6 検討会にはオブザーバーを置くことができる。
- 7 オブザーバーは検討会に出席し、求めに応じて発言することができる。
- 8 検討会にはワーキンググループを置くことができる。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、非公開とする。

- 2 検討会の資料及び議事内容については、座長に確認の上、原則として、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室に置く。